

図書館資料の相互貸借要綱

(趣旨)

第1条 KL-NET利用に基づく図書館資料(以下「資料」という。)の相互貸借は、この要綱の定めるところによるものとする。

(貸出し資料)

第2条 貸出しの対象とする資料は、県立の図書館並びに県内公共図書館等が所蔵する資料とする。

(貸出し冊数)

第3条 同時に貸出しをすることが出来る資料の冊(点)数は、貸出し館が定めるものとする。

(貸出し期間)

第4条 貸出しの期間は、原則として30日以内とする。 ※図書館間の搬送日数を含む。

(貸出しの手続き)

第5条 貸出しを受けようとする館は、KL-NET相互貸借システムを利用して行うものとする。

(利用制限)

第6条 貸出しを受けた資料の利用については、借受館の利用規則等によるものとする。

2 貸出し館は、貸出し資料の利用について条件をつけることができる。

(亡失または汚破損)

第7条 貸出しを受けた資料を亡失し、または汚破損したときは、ただちに貸出し館に届け出て、その指示を受けるものとする。

(その他)

第8条 この要綱による相互貸借の窓口は、県立図書館企画サービス部企画協力課とする。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。